

競争法コンプライアンス規程

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人再生医療イノベーションフォーラム(以下「当法人」という。)の役員、事務局員、当法人の専門部会・専門委員会等を構成する委員等が、当法人の事業に係る会合等のすべての活動において、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(以下「独占禁止法」という。)を含む各国、地域の競争法(以下「競争法」という。)を遵守するための細目を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 本規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

1) 会合

社員総会、理事会、運営委員会、専門部会、専門委員会、ワーキンググループ、勉強会、会員交流会、懇親会等、名称及び形式を問わず当法人の活動として実施される全ての集会をいう。

2) 会議

会合のうち、懇親会以外のものをいう。

3) 本会議

会議のうち、当該会議に所属する委員等の全員によって構成されるものであって、以下に示すワーキンググループ等以外のものをいう。

4) ワーキンググループ等

分科会・ワーキンググループ等、名称の如何を問わず、特定の案件の専門的な調査、研究、討議等を行うため、本会議の下に設置される会議であって、本会議のメンバーの中から選定された委員等によって構成されるものをいう。

5) 懇親会

規模の大小を問わず、会合のうち、賀詞交歓会、会員交流会における懇親パーティー等、会員、役員、事務局員、委員等の懇親、親睦、相互交流等を目的とする飲食会をいう。

6) 公式懇親会

懇親会のうち、委員長又は副委員長(同職務を担うものであれば名称は問わない。)が出席するものをいう。

7) 会員

当法人を構成する正会員、特別会員及び賛助会員の団体及び個人をいう。

8) 役員

当法人定款第21条第1項に定める理事及び監事をいう。

9) 事務局員

当法人事務局の従業員(出向者及び派遣社員を含む。)をいう。

10) 委員等

会合への出席等を通じて当法人の活動に参画する会員である団体の役員・従業員及び会員である個人をいう。

(適用範囲)

第3条 本規程は、当法人の全ての活動に適用されるものとし、その適用の対象者は、次の者とする。

- 1) 役員
- 2) 事務局員
- 3) 委員等

(専務理事等の責務)

第4条 本規程の運用の責任は、当法人の専務理事がこれを担うものとし、専務理事は、本規程の内容又は運用に疑義が生じ又は生じるおそれがあることを知った場合は、速やかに理事会に報告しなければならない。

- 2 事務局長は、専務理事が本規程に基づき責務を果たすことを補佐する。
- 3 専務理事が未設置又は不在の場合は、事務局長が第1項の任に当たる。

(会合の運営)

第5条 会合の出席者は、会合中はもとより、会合の開始前及び終了後において、次の各号に掲げる事項を当該会合の出席者との間で話題にしてはならない。但し、既に公表されているものはこの限りでない。

- 1) 会員又はその同業他社が供給し又は供給を受ける商品又は役務の価格、価格変更、価格構成、価格戦略、値引き等
 - 2) 会員又はその同業他社の生産・供給量、生産・供給能力、生産コスト、開発・設備・生産・調達・販売計画、販売先、販売地域、供給機種、販売コスト、市場占有率、需要予測、需要動向等
 - 3) その他会員又はその同業他社における競争に係る重要な事項
- 2 本会議の議長及び事務局員は、本会議の議題、配布資料等について、競争法上問題となるおそれのある内容が含まれていないことを事前に確認する。ワーキンググループ等については、出席者は、当該ワーキンググループ等

- の議題、配布資料等について、会議中及びその前後を問わず、競争法上の懸念があると思料する場合、速やかに事務局に報告するものとする。
- 3 会議においては、原則として、事前に確認した議題、配布資料等に沿って議論することとし、議題の範囲を超えないものとする。
 - 4 当法人の全ての会議には、原則として、事務局員が1名以上出席し、出席者の発言が競争法上問題となるおそれがあると判断したときは、議長に対して発言者を注意するよう促す等、本規程遵守の観点から会議の進行を補助する。但し、事務局員の出席が困難な場合は、会議の議長から委嘱を受けた会議の出席者がその任に当たる。
 - 5 本会議の議長は、本会議の議事録を作成させる。ワーキンググループ等については、会議の適法・適正な進行を証するため、議事録の作成に最大限努めるものとする。
 - 6 会議の議長は、会議において競争法上問題となる又はそのおそれがある発言をした者があったときは、その者に対して注意を促す等の措置を講じるものとし、それにもかかわらず発言者が当該発言を中止しなかった場合は、会議を終了させた上で終了事由を議事録に記載させ、速やかに顛末を専務理事に文書で報告する。
 - 7 公式懇親会には、原則として、事務局員が1名以上出席する。公式懇親会に出席する事務局員は、競争法上問題となるおそれがある発言をした者があったときは、その者に対して注意を促す等の措置を講じるものとし、それにもかかわらず、発言者が当該発言を中止しなかった場合、当該公式懇親会を終了させた上で、速やかに顛末を専務理事に文書で報告する。事務局員の出席が困難な場合は、出席した正副委員長のいずれか、又は正副委員長から委嘱を受けた懇親会の出席者がその任に当たる。
 - 8 事務局員又はその任につき委嘱を受けた出席者は、会議又は公式懇親会終了後に、役員又は委員等のみが会議室等に残って競争法上問題となる情報交換等を行わないよう、原則として、当該会議室等から全員が退室したことを確認した後に退室するものとする。

(統計情報の収集、管理及び提供)

- 第6条 統計情報の収集・管理・提供業務(以下「統計業務」という。)は、役員・事務局員又は会員と利害関係のない第三者機関が行うものとする。
- 2 当法人が会員から収集する情報は、実績値を原則とし、将来の予測に関する情報は、概括的な見通しにとどめるものとする。
 - 3 統計業務に携わる役員・事務局員は、会員から収集した情報が、当該会員以外に開示されないよう、厳重な管理を行うものとする。

- 4 会員に対して統計情報を提供する場合は、競争法上の問題を引き起こすことのないよう、会員個社の情報が特定及び抽出できない程度に集合化した情報のみを提供するものとする。

(事業者団体の活動に係る規制への対応方針)

- 第7条 役員、事務局員及び委員等は独占禁止法第8条(事業者団体の禁止行為)において、事業者団体による競争の実質的な制限、事業者の数の制限、構成事業者の機能または活動の制限、事業者への不公正な取引方法の勧奨が禁止されていることを十分認識するとともに、これを遵守した活動を行わなければならない。
- 2 前項の規定を踏まえ、役員、事務局員及び委員等は、当法人が事業者団体としての活動を行うにあたり前項の禁止事項に該当するおそれがあると思料する場合、同法違反の有無、対応策等について、事前に事務局に確認を求めるものとし、事務局は必要に応じ、当法人の顧問弁護士に相談するものとする。

(研修)

- 第8条 専務理事は、役員、事務局員及び委員等に対し、本規程を含む競争法コンプライアンスに関する研修を定期的に、また必要に応じて実施し、各人の知識の向上及び遵法意識の涵養に努めるものとする。

(調査)

- 第9条 専務理事は、本規程に違反又は違反するおそれが発生した場合は、事務局の協力を得て、その事象及び原因について調査・分析を行い、その結果を理事会に報告する。専務理事は、必要に応じて、適切な第三者に調査・分析を委託することができる。
- 2 理事会は、前項の調査結果に応じて適切な措置を講じるものとする。

(規程の改廃)

- 第10条 本規程の改廃は、理事会の決議による。

附則

本規程は平成30年5月24日から施行する。